

がんは、日本人の約2人に1人がかかると言われている身近な病気です。定期的ながん検診を受け、自分の身体の状態をチェックしましょう。また、「がん検診無料クーポン券」の使用期限は平成31年2月末です。

集団健診

検診項目	日程	対象	料金	場所
子宮頸がん	1/31(木)午後、2/3(日)午前	H11.4.1以前に生まれた女性	1,700円	健康福祉会館
乳がん	1/23(水)午後、1/31(木)午後 2/3(日)午前、2/6(水)午後 2/27(水)午後	S54.4.1以前に生まれた女性で、昨年市の乳がん検診を受診されていない方 ※無料クーポン券対象者は、昨年度の受診の有無にかかわらず受診可能	40歳代 2,000円 50歳以上 1,800円	

※1/31、2/3の乳がん検診は定員に達しましたので受付終了しました。

個別健診(期間は2月末まで)

●胸部・胃がん・大腸がん検診の実施医療機関

医療機関名	胸部	胃	大腸	医療機関名	胸部	胃	大腸
あさじ医院 ☎ ⁴⁴ 0225	○		○	西村医院 ☎ ⁴⁹ 0001	○	○	○
安積医院 ☎ ⁴⁶ 0361	○		○	堀井内科医院 ☎ ⁴⁹ 0150	○	○	○
大杉内科医院 ☎ ⁴⁷ 0023	○		○	みのりクリニック ☎ ⁴⁹ 8470	○		○
小野寺医院 ☎ ⁴⁸ 3737	○		○	安田内科・循環器内科 クリニック ☎ ⁴³ 7931	○		○
おりた外科胃腸科医院 ☎ ⁴² 6000	○		○				
市立加西病院 ☎ ⁴² 2200		○	○	横田内科医院 ☎ ⁴² 5715	○		○
佐竹医院 ☎ ⁴² 4057	○		○	米田病院 ☎ ⁴⁸ 3591	○		○

●乳がん・子宮頸がん検診の実施医療機関(乳がん検診はマンモグラフィを実施。服部病院のみ視触診がセット)

医療機関名	乳	子宮	医療機関名	乳	子宮
市立加西病院 ☎ 42-2200	○	○	いわたウィメンズクリニック(西脇市) ☎ 0795-23-8888		○
小野レディースクリニック(小野市) ☎ 0794-62-1103		○	大山病院(西脇市) ☎ 0120-300-503	△	○
わかば・産婦人科(小野市) ☎ 0794-62-6111		○	おおたレディースクリニック(姫路市) ☎ 079-265-5335		○
加東市民病院(加東市) ☎ 0795-42-5511		○	服部病院(三木市) ☎ 0794-82-2563	△	○

※△は無料クーポン券対象者のみ受診可能。

●検診費用・対象者

検診項目	対象	料金
胸部(胸部レントゲン) (肺がん・結核・アスベスト)	40歳以上(S54.4.1以前に生まれた方)	レントゲン検査 1,000円 レントゲン・喀痰検査 2,000円
胃がん(胃部レントゲン)		3,000円
大腸がん(便潜血反応検査)		700円
乳がん(マンモグラフィ検査)	40歳以上の女性(S54.4.1以前生まれ)※2年に1回	2,000円
子宮頸がん(子宮頸部細胞診)	20歳以上の女性(H11.4.1以前生まれ)	2,000円

●申込／集団健診は健康課(☎⁴² 8723)、個別健診は実施医療機関に電話予約してください。

※生活保護・市民税非課税世帯の方は、事前に申請をすれば料金が免除されます(身分証明書と印鑑を持参)。

特定不妊治療費を助成

問合先／健康課(健康福祉会館内) ☎42-8723
fax42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

兵庫県指定医療機関*で体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対して、経済的負担を軽減するため、治療費を助成します。



対象／①②の全てを満たす方

①法律上婚姻しており、特定不妊治療をした期間および申請日に夫婦の両方または一方が加西市に住所を有していること

②兵庫県特定不妊治療費の助成を受け、かつ兵庫県以外の助成を受けていないこと

助成額／1回当たり上限5万円

(県の1回当たりの助成額を控除した額)

申請方法／①～⑤を持参し、健康課へ申請してください。

①加西市特定不妊治療費助成金交付申請書

②指定医療機関が発行した領収書等の写しまたは特定不妊治療受診等証明書

③兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書

④夫婦の一方が加西市に住民登録がない場合のみ、その方の住民票など住所地が分かるもの

⑤住民登録で法律上の夫婦であることが確認できない場合のみ、戸籍謄本または抄本など

申請期限／兵庫県特定不妊治療費の助成決定日から1年以内

※**兵庫県指定医療機関**・・・

社団法人日本産婦人科学会に、体外受精、顕微授精を実施する施設として認められている医療機関(県ホームページで公表)

不育症の検査・治療の費用を助成

問合先／健康課(健康福祉会館内) ☎42-8723
fax42-7521 kenko@city.kasai.lg.jp

不育症(2回以上の流産や死産など)の検査・治療を受けた夫婦に対して、経済的負担を軽減するため、治療費を助成します。

対象／①～③の全てを満たす方

①加西市に住所を有し、法律上婚姻をしている夫婦

②検査または治療開始時の妻の年齢が43歳未満

③夫婦の前年所得額が730万円未満

助成額／上限15万円

対象経費／医療機関で受けた医療保険が適用されない不育症の検査・治療の費用(※加西市に住所を有する期間の費用)

申請方法／①～④を健康課へ持参し、申請してください。

①不育症治療費助成事業申請書

②不育症治療費助成事業受診等証明書と薬局用の同証明書

③医療機関が発行する領収書

④夫婦の所得を証明する書類(所得証明書など)

申請期限／3月29日(金)まで

※平成30年4月～31年3月までの治療費が対象です。

～新成人の皆さまへ～ 20歳になったら国民年金

問合先／市民課☎42-8722
加古川年金事務所☎079-427-4740

国民年金は、20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという仕組みです。

●国民年金のポイント

将来の大きな支え／国が運営するため、安定しています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではありません／

老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときの「障害年金」や、加入者が死亡した場合に、その遺族が受け取ることのできる「遺族年金」もあります。



●保険料の納付が困難な場合は

学生納付特例制度／学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)や短期大学、高等学校、高等専門学校などの学生です。

免除、納付猶予制度／学生以外の方で本人、配偶者および世帯主の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が免除または猶予されます。